

広島県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十五年広島県告示第七百四号	
所在地		広島県尾道市原田町梶山田地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	元光川（二六隣 a）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	元光川（二六隣 a）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	元光川（二六隣 b）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	元光川（二六隣 b）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	元光川（二六隣 c）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	元光川（二六隣 c）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	元光川（二六隣 d）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	元光川（二六隣 d）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	花安川（五〇〇五隣 a）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	花安川（五〇〇五隣 a）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	花安川（五〇〇五隣 b）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	花安川（五〇〇五隣 b）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	花安川（五〇〇五隣 c）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	花安川（五〇〇五隣 c）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	花安川（五〇〇五隣 d）	土石流
	土砂災害の自然現象の種類	花安川（五〇〇五隣 d）	土石流

上小味西川 (七八二〇)	元光北川 (七八五六)	上小味東川 (五〇〇七)	上小味中川 (五〇〇六)	花安川 (五〇〇五隣e)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	元光北川 (七八五六)	上小味東川 (五〇〇七)	上小味中川 (五〇〇六)	花安川 (五〇〇五隣e)
	土石流	土石流	土石流	土石流